平成２６年（フ）第５９５号
福岡市西区愛宕２丁目18番12号
破産者　宮本　敏行
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０７号
福岡市南区野多目１丁目10番21―102号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区屋形原３丁目29番26号
破産者　井上　太一
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０４号
福岡県大野城市白木原５丁目６番22―507号サンシャイン20
破産者　西野　康弘
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８６号
北海道北斗市中野通３丁目25番25号　リバーサイド101号
破産者　池田　正宏
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
青森県弘前市大字高田５丁目７番地８　ミヤパレスＢ―102号
破産者　吉田　直文
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７号
福島県石川郡浅川町大字浅川字本町48番地の３　ヨシダハイツＢ棟102号室
破産者　岡田みどり
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
横浜市港北区大倉山１丁目17番13―306号
破産者　大塚　　登
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４５号
横浜市旭区二俣川２丁目11番地12　グランヒルズ二俣川410、申立時の住所横浜市旭区さちが丘185番地１　D101
破産者　稲見　隆之
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２１号
横浜市中区末吉町３丁目67番地　天野屋ビル201号室
破産者　龍　　雄一（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７４号
横浜市戸塚区影取町47番地23　クレフォート影取Ｃ―202号
破産者　山崎　　修
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６９号
神奈川県茅ヶ崎市本村５丁目12番47号　武田ハイツ202
破産者　岡山真美子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９４号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目64番16号　ルミエール日高201
破産者　猪股　幸雄
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７１２号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟103号室
破産者　土本　美絵
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の197　シーアイヴィラ箱根仙石原
破産者　山崎まゆみ
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３９０号
神奈川県厚木市上落合534番地７
破産者　岡崎秀八郎
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３９号
新潟県妙高市大字関川1695番地２
破産者　荒井　一志
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１７６号
長野県塩尻市大字宗賀5280番地　牧野団地535号
破産者　米久保清志
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８６号
神戸市東灘区本庄町１丁目11番６号　フォレスト嘉祥302号、前住所滋賀県米原市春照1929番地２
破産者　藤田　孝志
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部